

# A I 倫理に関する国際対応について

---

2022年9月28日  
総務省 国際戦略局

## GPAI (Global Partnership on AI) の概要・日本での対応

- 設立趣旨 : 人間中心の考え方に立ち、**OECD AI原則に基づき「責任あるAI」の開発・利用**をプロジェクトベースの取組で推進するために設立された、政府・国際機関・産業界・有識者等**マルチステークホルダーによる国際連携イニシアティブ**。
- 設立経緯 : 2019年G7ビアリッツサミット（フランス）においてGPAIの立ち上げが提唱され、2020年5月のG7科学技術大臣会合（米議長）において立ち上げに関するG7の協力に合意。その後、同年6月15日に立ち上がった。
- 参加国 : 参加国（2021年11月時点）は、24ヶ国+EU。日本、オーストラリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、チェコ、デンマーク、フランス、ドイツ、インド、アイルランド、イスラエル、イタリア、韓国、メキシコ、ニュージーランド、オランダ、ポーランド、シンガポール、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、英国、米国、EU。  
※下線は創設メンバー。
- 日本の取組 : ワーキンググループ全てに専門家を推薦。2021年11月の閣僚理事会で**日本が2022年から23年に議長国を務める**ことが決まった。

## 取組内容

①責任あるAI	特に公衆の意識と信頼の構築に重点を置いて、 <u>人間中心のAIの責任ある開発、使用、採用を促進及び確保するための手段を検討する。法の支配、人権、民主的価値観の尊重に基づく「人間中心の」AIシステムの特定と評価など。</u>
②データガバナンス	公平性、透明性、プライバシー保護の原則が担保され、信頼できるAIイノベーションを促進する環境となるようにする。 <u>データアクセスと共有、知的財産権やデータ所有者の権利やその保護に対する技術的アプローチを検討する。</u> 例えば、データの仮名化と匿名化、およびデータの共有を容易にするための技術的な方法の特定とサンドボックス化、および再識別の防止に関する検討等。
③仕事の未来	職場でAIを使用して労働者に力を与え、生産性を向上させるための理解に役立つ重要な技術分析を行い、 <u>労働者と雇用主が仕事の未来にどのように備えることができるか、そして仕事の質、包摂性と健康と安全をどのように保つことができるか</u> を検討する。
④イノベーションと商業化	AIのR&Dとイノベーションに関する国際協力を推進し、 <u>研究成果を商業化可能で実用的なツールと方法について、中小企業支援に重点を置きつつ、自動運転や医療現場での活用等、事例を調査・分析を行うほか、イノベーションの結果を商業化し、市場へ投入するまでの時間短縮やその課題等について検討を行う。</u>

AIの社会経済への影響の大きさに鑑み、人間中心のAIを実現し、AIの社会実装を促進するための国際的議論をけん引。

## G7・G20

## 国内

## OECD

**2016** G7香川・高松情報通信大臣会合  
→AIの国際的議論の必要性を提起

**2017** G7情報通信・産業大臣会合 (伊)

AI開発ガイドライン案  
(7月・総務省)

AIに関する国際カンファレンス

**2018** G7シャルルボワサミット (加)

AI利活用原則案  
(8月・総務省)

デジタル経済政策委員会 (CDEP) の  
AI専門家会合 (AIGO) において  
AIに関する原則の検討開始

**2019** G20つくば会合・大阪サミット  
→G20AI原則に合意

人間中心のAI社会原則 (3月・内閣府)

OECD・AI原則の公表 (5月)

G7デジタル大臣会合・ビアリッツサミット (仏)  
→GPAIの立ち上げを提唱

民主主義のための信頼されるAIの実現

**2020** G7科学技術大臣会合 (米)

### GPAIの立ち上げに合意

4つのWGを立ち上げ、AI原則に基づいたAIの開発や実装を促進する。

- ① Responsible AI
- ② Data Governance
- ③ Future of Work
- ④ Innovation and Commercialization
- ⑤ COVID-19 and AI

参加国：G7・豪・NZ・スロベニア・シンガポール・韓国・インド

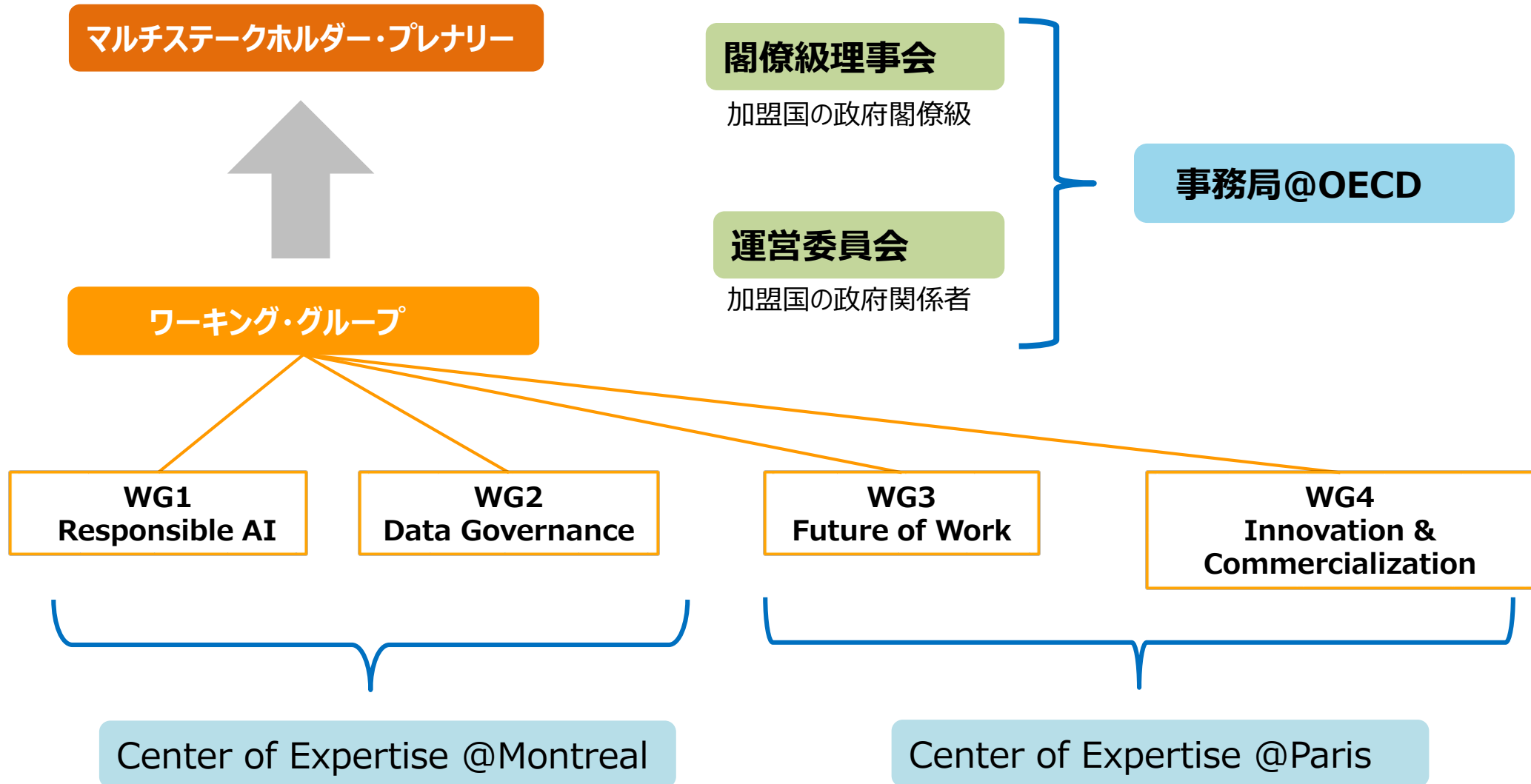
### ONEAI立ち上げ (2月)

3つのWGを立ち上げてAI原則の実装に向けた議論を行う。

- ① Classification of AI systems
- ② Implementing trustworthy AI
- ③ Implementing recommendations to policy makers

参加国：OECD加盟国 (先進38か国)

連携

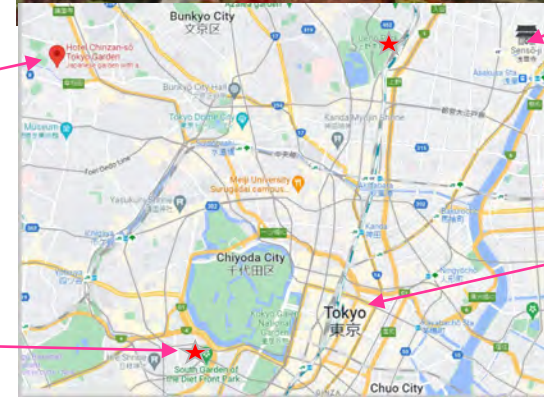


# GPAI サミット in 東京 2022

- 日時: 2022年11月21日 (月) ~22日 (火)
- 場所: ホテル椿山荘
- 主催: 総務省、経済産業省
- 主要イベント:
  - マルチステークホルダー専門家プレナリー (総会)
    - 産業界、学术界、市民社会からの専門家による年次総会
    - GPAIにおける専門家の活動の報告および翌年以降の方針を議論
  - 閣僚理事会
    - 加盟国のAI担当閣僚級が参加。GPAIの運営方針や各国のAI政策についての意見交換
  - オープンサイドイベント
    - 加盟国閣僚による講演会やグローバルな専門家のパネル討論会
    - 日本の専門家や団体によるAIイベントを予定



Asakusa



Venue

Tokyo Station

MIC Japan

## ● 主要イベントのスケジュール (暫定)

	Nov. 21		Nov.22		
10:00JST	開会式典		10:00JST	閣僚理事会	サイドイベント
13:00JST	マルチステークホルダー 専門家総会	サイドイベント	13:00JST		サイドイベント
16:00JST	加盟国理事会	サイドイベント	15:00JST	運営委員会	サイドイベント
Evening	レセプション				

非公開



欧州評議会  
AIに関する委員会  
AI条約交渉に向けて

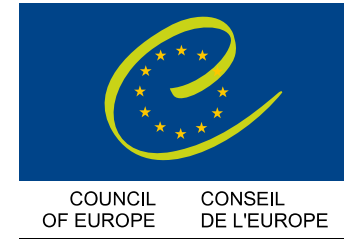




# 欧州評議会（CoE）（1）概要

<https://www.coe.int/en/web/portal>

- 1949年設立（フランス・ストラスブール）
- 加盟国：46カ国（EU27カ国、英、トルコ、ウクライナ、西バルカン、南コーカサス等）  
※ロシアは1996年に加盟も、2022年3月16日を以て除名。  
+ オブザーバー5カ国（**日本**、バチカン、米国、カナダ、メキシコ）
- 目的：**人権、民主主義、法の支配の保護・推進**及びそのための**モニタリング**
- 主な活動内容
  - **欧州における基本的人権の保護**
    - 欧州人権裁判所を通して欧州人権条約の加盟国内における履行を確保。
    - その他条約履行状況モニタリング機関（拷問等防止条約委員会、欧州社会憲章委員会など）の運営。
  - **民主化・人権分野での協力**
    - 選挙監視ミッションの派遣、ベニス委員会を通じた憲法・選挙法等基本法の立法支援。
  - **多国間条約の作成**
    - 既存の国際条約が存在しない分野で、グローバル・スタンダードの構築を目指し、これまでに200を超える多数国間条約を作成。
    - AI条約に関連する条約：欧州人権条約、サイバー犯罪条約、データ保護条約など。





# 1 CoE (2) 他機関との比較

	欧州評議会 (Council of Europe)	欧州連合 (European Union)	経済協力開発機構 (OECD)
設立	1949年5月3日	1993年11月1日	1961年9月30日
基本文書	ロンドン条約	マーストリヒト条約	OECDに関する条約
設立目的	人権・民主主義・法の支配	政治的・経済的統合	経済成長・貿易自由化・途上国支援
本部	フランス・ストラスブール	ベルギー・ブリュッセル	フランス・パリ
加盟国	47か国	27か国	38か国
日本の地位	オブザーバー	なし	加盟国
主な機関	閣僚委員会, 議員会議, 地方自治体会議, 欧州人権裁判所	欧州理事会, 欧州委員会, 欧州議会, 欧州司法裁判所	閣僚理事会, 執行委員会, 各分野の専門家会合等, IEA (国際エネルギー機関)
主な活動	国際人権規範の履行確保, 死刑廃止の推進, 政策策定, 立法支援, 選挙監視ミッション	域内国境の撤廃, 経済通貨統合, 共通外交・安全保障政策, 司法・内務協力	実証に基づく国際基準の確立, 経済実績改善, 雇用創出, 充実した 教育の促進, 国際的脱税対策
AI政策	AI条約の交渉開始 各分野の勧告等作成済	AI規則作成開始 AI倫理ガイドライン作成済	AI原則作成済 AI政策オブザーバトリー運営

# 欧州評議会におけるAI条約の議論

- 議長国フランスのイニシアチブの下で、2019年9月の閣僚代理会合で採択。各加盟国において、AIの発展・使用に際する**人権・民主主義の保護が十分に確保されているかを審査するための法的枠組の制定を主目的**とする会合（AIに関するアドホック会合（CAHAI）を設立。
- 2019年11月～2020年12月までに6回のプレナリー会合を実施し、AIの定義や法的枠組の対象を議論したほか、**AIを規制する法的枠組を作ることのメリット・デメリットの検討**、世界のAI規制に関する**非拘束な枠組のマッピング**、各国や主な国際機関の最近の取組みのアップデート等を調査した「**法的規制に関するフィージビリティスタディ（FS）**」および「**法的枠組みの考え得る要素（possible elements of a legal framework）**」を作成。
- 2022年4月、AIに関する法的枠組みの策定・合意を目指す「**AI委員会（CAI）第1回会合**」を開催。FSに基づき、「相互に補完しあう、**拘束力のある法的文書と拘束力のない法的文書の組合せで構成される法的枠組み**」を目指して、議論を開始したが、**同6月の閣僚代理会合で「法的拘束力のある条約を策定する」ことが明確に指示**された。

## 参考：欧州評議会

- **1949年設立（フランス・ストラスブール）**
- **加盟国**：47カ国（EU28カ国、ロシア、トルコ、ウクライナ等） **オブザーバー**：5カ国（日、米、カナダ、バチカン、メキシコ）
- **目的**
- **人権、民主主義、法の支配の推進**
  - 上記価値の実現のためのモニタリング
- **主な活動内容**
  - 欧州における基本的人権の保護
    - 欧州人権裁判所を通して欧州人権条約の加盟国内における履行を確保。
    - その他条約モニタリング機関（拷問等防止条約委員会、欧州社会憲章委員会）などの運営。数河に
  - 民主化・人権分野での協力
    - 選挙監視ミッションの派遣、憲法・選挙法等基本法の立法支援。
  - **多国間条約の作成**
    - 既存の国際条約が存在しない分野で、グローバル・スタンダードの構築を目指し、これまでに200本を越す多数国間条約を作成。近年では薬物、サイバー犯罪、人身取引、テロ、偽造医薬品、女性に対する暴力、少数言語の権利などに対応。

# CAIの条約交渉概要



<b>名称</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>● AIに関する委員会（CAI : Committee on Artificial Intelligence）</li></ul>
<b>付託事項</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 23年11月をめどに、人権、民主主義、法の支配に関する欧州評議会の基準に依拠し、閣僚委員会の関連決定に従って、AIシステムの開発、設計、適用に関する適切な法的文書を起草</li></ul>
<b>構成</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>● メンバー国：CoE46か国</li><li>● その他の参加国及び参加団体（投票権なし）<ul style="list-style-type: none"><li>● オブザーバー5か国（日、米、カナダ、バチカン、メキシコ）+イスラエル</li><li>● CoEのその他関連機関代表</li><li>● その他の国際機関代表：EU、国連（特にユネスコ）、OECD、OSCE</li><li>● 民間企業：米IT大手（GAFAM, IBM, Intel）、欧州通信大手（BT, Orange, Deutsche Telekom）等</li><li>● その他、関連国際組織（GPAI等）、標準化機関（IEEE）、市民団体、研究機関</li></ul></li></ul>
<b>幹事</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 議長：Mr Thomas SCHNEIDER（スイス）</li><li>● 副議長：Mr Gregor STROJIN（スロベニア） Ms Siiri AULIK（エストニア）、Mr Marco BELLEZZA（イタリア） Ms Mia SPOLANDER（フィンランド）、Mr Blake BOWER（イギリス）、 Mr Mario HERNÁNDEZ RAMOS（スペイン）、Ms Peggy VALCKE（ベルギー）、 Ms Isil Selen DENEMEC（トルコ）</li></ul>

# CAIの条約交渉 想定される論点

- **枠組み条約**（欧州評議会条約のうち、少数民族憲章及び人権と生物医学に関する条約（オビエド条約）が代表例）
  - ・最重要の基本原則又は達成目標を定めたプログラム型の規定 → 締約国に目標達成手段の裁量
  - ・各分野の詳細な規定は追加議定書等で対応（オビエド条約では、クローン技術、臓器移植、遺伝子検査等につき各々議定書を策定）
- **今後の主な課題**
  - ・デュアルユース：治安分野での使用等の取扱いは？
  - ・定義：急速な技術進展に対応した適切な定義は可能か？
  - ・基本原則の粒度：基本原則のうち、具体的な条項として採用されるのは？  
オビエド条約では、一般原則に加え個別分野（人間のゲノム、生体移植に係る臓器の取扱い等）に関する条項
  - ・リスク・影響評価：その方法と運用は？  
英アラン・チューリング研究所が作成した「人権、民主主義、法の支配影響調査（HUDERIA）」の使用？
  - ・他の国際的規制：EUのAI規則、OECDのAI原則、ユネスコのAI倫理勧告との調和？
    - ①人権、民主主義、法の支配の観点からの②法的拘束力を有する条約だから重複しない？



非公開